

十八世紀イギリスにおける競売

大橋 里 見

キーワード

十八世紀イギリス 消費社会 競売 競売目録 販売方法

はじめに

十八世紀のイギリスにかかわる研究では、N・マッケン
ドリックらによる『消費社会の誕生』(一九八二年)が出版
されたのを機に、消費にかんする本格的な分析がおこなわ
れるようになった。^①その後、宣伝の技術、消費、パターンと
階層・地域・ジェンダーの連関性、消費行動の同時代的意
味など、幅広いテーマについて豊かな実証が積み重ねられ
た。そして、この流れのなかで消費社会研究という分野が
発展し、近世・近代のイギリス社会の新たな側面が明らか
にされはじめた。^②

しかし、多くの成果を生んだこの一連の研究においても、
いくつかの検討課題が積み残されている。そのひとつが、
販売方法の具体的な解明である。^③もとより販売方法は、商
品購入をうながし、消費に活力を与えるための重要な要素
である。したがって、消費社会の展開に大きく貢献したこ
の要素を詳細に明らかにすることは、十八世紀のイギリス
で活発な消費活動がおこなわれたことを前提として研究を
すすめるうえで必須の課題といえるだろう。このような
観点にたつ本稿では、さまざまな種類におよぶ販売方法の
なかから、とくに競売を取上げて考察することを目的とす
る。以下、競売に着目する理由を示しておく。

本論で詳述するように、イギリスでは、十八世紀をつうじて、競売が販売方法として活発に利用されるようになった。その結果、もっぱら競売運営に携わる業者があらわれ、競売が専門的商業として発展をはじめた。競売をめぐるって生じたこれらの現象は、競売が、十八世紀イギリスの経済社会に適した販売の手段であったことを示唆しているといえるだろう。こうした示唆を前提とする時、この特定の販売方法とそれを受容した社会の関係を深く掘り下げることには、大きな意味があると思われるのである。

ただし、これまでの研究をみると、競売に着目すること自体が定着しているとはいえない⁴⁾。そのため、競売を十八世紀イギリスの文脈上に正確に位置づけることが、第一の課題であるように思われる。そこで本稿は、この課題への取組みの一環として、まず、同世紀のイギリスにおける競売利用の度合いを、競売に関連する出版物の発行傾向を検討することで概観する。次に、競売関連の出版物のなかでも、とくに注目に値すると考えられる競売目録を検討する。以下本論では、第一節で、十八世紀のイギリスで競売という語がどのように理解されていたかを考察し、本稿が利用する史料について述べる。第二節では、競売にかかわる出版物の発行傾向を分析し、競売利用の状況に言及する。第三節では、競売目録の内容と構成を検討し、販売方法にお

いてそれが果たした役割を考察する。最後に、以上の検討をふまえて、競売という販売方法を、十八世紀イギリスの消費社会の文脈に位置づけることを試みる。

一、十八世紀のイギリスにおける競売の意味

一八四一年に実施されたイギリスの第五回国勢調査では、各種職業の分類が詳細におこなわれた。そのうち、グレート・ブリテンでの調査をまとめた巻をみると、競売人(auctioneer)が、「商業」(commerce and trade)の範疇に分類されている⁵⁾。この十九世紀半ばの分類に従えば、競売は独立した商いの一種であり、それに携わる商人が競売人である、との理解が成り立つであろう。しかし、十八世紀の競売に、このような理解が当てはまるとは必ずしもいえない。本節では、この点を念頭に、十八世紀における競売という語の意味を、辞書の定義にそって考察する。

はじめに、『オックスフォード英語辞典』(Oxford English Dictionary、以下、OEDと略記する)の定義を概観しよう。OEDでは、競売(auction)にたいして、主に、以下に示す三つの意味を与えている。すなわち、

① 増やす行為（一六九二年）

② 各々のセリ主が、先行して提示された価格に「金額を」

上乘せする「方法をとる」公開販売（ハブリック・セール）（一五九五年）

③類似の方法による公開販売。ある地域では、一インチ長
のロウソクが燃えつきる寸前に最高値を付けた者が購入
者となる。オランダ式競売では、商品本来の価値以上の
値を付けたうえで徐々に「セリ」値を下げる。（一六七三
年。以上、（ ）内は初出年。「 ）内は筆者による補足。
以下同様）

である。

定義②と③は、競売のやり方の具体的説明となっており、
競売という語の使用例をいくつか引用している。そのうち
十八世紀に関係する使用例には、

②の例…公開販売をおこなうこと、および呼び売り（アウトクライ）「後述」
の方法で販売すること（一六七八年）

③の例…競売のようにキャンドル方式（アンダー）で売ること（一六七
三年）
が、あげられている。

次に、十八世紀に出版された辞書の定義をみよう。まず、
高名な文筆家ジョンソン博士執筆の『英語辞書』（一七五四
年）の定義である。ここでは、競売を「売却の方法」とま
ず定義して、「売手が承諾するまで徐々にセリをおこなう」
と、その方法を説明した。また、同じく一七五〇年代に出
版された『新完全版事典』では、競売の語にジョンソンの

辞書とほぼ同じ定義を与えながら、その販売形態が「公開
販売」であると明記した。

ついで、「競売人」の意味である。この語については、*OED*
では「競売による販売を運営管理する者」、ジョンソンの『英
語辞書』では「競売を運営監督する人」（傍点は筆者。以下
同様）と、いずれも簡単な説明がなされているだけである。
ただし、これら二つの定義には、競売人が、競売という販
売方法にかかわりをもつ者すべてを指す名称であったこと
が示唆されているようである。そこで、競売人という語の
内容をより具体的に知るために、以下、*OED*での定義②に
引用のあった例文中に示された、「呼び売り」(outcry)と、
この語と同様の意味をもつ *outtroop* に言及してみたい。

「呼び売り」の第一の意味は、文字通り「声をあげる」だ
が、第二に、「競売で売ること」および、販売を「公に宣言
する」の二つの意味をもつ (*OED*, 一六七六年)。二つめの
意味としての「呼び売り」を人称化した語が、コモンない
シタウン・クライヤーとも呼ばれた都市役人の一種、クラ
イヤー (crier; common/town crier) である。このクライ
ヤーの同義語に *outrooper* があるが、これは、「呼び売り」
と同じ「声をあげる」を意味する *outtroop* から派生した語で
あり、競売執行を担当するクライヤーを示すために、十六、
十七世紀のロンドンで使用された (*OED*, 一六一二年)。

そのためOEDでは、outrooperの定義の筆頭に「競売人」をあげている。ただし、その本来の任務が、クライヤーに等しく重要事項の宣言であると思われることから、outrooperを「競売人」と置換えたばあいであっても、その語の内容は、宣言をしたらうえて競売という販売に携わる者、というように解釈するのが適切であろう。このように、「競売人」と等しい意味をもつと考えられるクライヤーとoutrooperという語の内容から判断すると、前出の二つの辞書による「競売人」の説明は、競売というかたちでの販売にかかわる数多の人々を指す、広い概念であったと受けとめることができるであろう。

辞書による定義をこのように理解することで、「競売人」を、競売という販売方法に立ち会う者を示す一般名称として説明することが可能になる。これを十八世紀イギリスの例に当てはめてみよう。当時、競売をもちいて販売をおこなった者には、書籍商、室内装飾業者（upholsterer）、そして中間商人などをあげることができる。これらは、競売をおこなう点では競売人と呼ぶことが可能であったが、実際の呼称には、それぞれが主に携わっていた職業の名称が適用された。

本稿の最初にふれたように、十八世紀のイギリスでは、競売という販売方法に携わることを生業とする者が、専門

業者として発展しはじめていた。この状況は、販売手段としての競売が、特殊な業種へと変化をとげる過程を反映していると考えられる点で、興味深い。しかし、十八世紀の競売人は、専門業者としての自覚をうながし、連帯感を育む独自の相互扶助協会等を組織することがなかった。また彼らは、ギルドなどの公認団体を編成せず、都市当局や議会から営業のための公式認可を得る必要がないというように、専門業者として社会的認知を受ける手段をもたなかった。これらの状況からみると、当時のイギリスでは、競売を一個の業種とみなすことや、競売に携わる者を専門業者と認識することが一般的ではなかったと推測することができる。

十八世紀のイギリスで、競売が、固有の商いとしての明確な位置をもたなかったというこれまでの推測は、当時の競売の分析に利用可能な史料の種類を知ることですらに有力なものとなる。というのも、同世紀については、競売での営業が、競売人によつて会計台帳などのかたちで正式に記録されることが、ごく稀であったからである。つまり、十八世紀における競売とは、「競争による公開販売で財を売る…方法」であり、そうした「方法で財を売る者」は、誰もが競売人でありえたということになるであろう。

それでは、社会に商業としての正式な位置をもたなかつ

た競売を検討するさいには、どのような史料を用いることができるのだろうか。本稿が利用可能と考える史料は、競売目録である。これが唯一というわけではないが、競売目録には、以下の二点で、とくに史料としての重要性を認めることができる¹⁹⁾。まず、競売目録は競売が実際に開催されることを前提として発行された。そのため、競売開催の傾向を把握するうえでの指標となる。また、競売にかんする各種の情報を数多く掲載している点においても、優れた史料群であるということが出来る。これらの理由から、以下の節では、競売目録の検討を中心に論を進める。

なお、この節で引用した辞書では、競売が「公開販売」²⁰⁾であるという説明がたびたびなされていた。公開販売という語自体への定義は辞書にはないが、競売が、取引の過程を多数の購入者に公開する販売方法であることから、そうした説明がなされたと考えることは可能である²¹⁾。競売と公開販売の関連については、つづく二つの節での検討をふまえて、本稿の最後にふれることにする。

二、競売目録の発行状況

この節では、英文印刷物の書誌情報総合カタログである *English Short Title Catalogue on CD-ROM, 1998* (以

史苑 (第六三巻一号)

ESTC98と略記する²²⁾の検索結果にもつき、競売の開催に関連する印刷物の発行傾向を検討する。実際に検討に入るまえに、本稿がおこなった作業方法と主な手順を示しておく。

まず、本稿の検討の意図に深く関連する「競売」(auction)、「目録」(catalogue)、「販売」(sale)の三つを、検索語彙に選んだ。次に、これらの語とその複数形を組合わせて、合計二六個の検索語彙を設定した。その後、二六個の語彙が、それぞれ出版物の表題に含まれているかどうかを十年ごとの年代別に検索し、検索された出版物の表題すべてに目をおした。これらの作業から、「競売」と「目録」(ともに単数形)、および、この二語を組合わせた「競売・目録」を検索語彙としたばあいに、競売にかかわる出版物が適切に反映されることがわかった。第二節での検討は、これらの作業結果をもとに行っている。

(一) 概観：一四七三年～一八〇〇年

まず、ESTC98の記録がはじまる一四七三年から記録が終わる一八〇〇年のあいだに発行された出版物のうち、表題に「競売」「目録」および「競売・目録」を含むものが、どの程度存在するかを概観する(表1を参照)。一番目の検索語彙である「競売」は、一六八〇年代(初出は一六八

表1 全体の実数

	競売	目録	競売・目録	出版物総件数
1473	0	0	0	31
1480 s	0	0	0	89
1490 s	0	0	0	169
1500 s	0	0	0	241
1510 s	0	0	0	338
1520 s	0	0	0	496
1530 s	0	0	0	647
1540 s	0	0	0	902
1550 s	0	0	0	880
1560 s	0	1	0	962
1570 s	0	1	0	1360
1580 s	0	1	0	1801
1590 s	0	2	0	2091
1600 s	0	9	0	2719
1610 s	0	20	0	3247
1620 s	0	22	0	3456
1630 s	0	21	0	4051
1640 s	0	73	0	12997
1650 s	0	42	0	7632
1660 s	0	39	0	5634
1670 s	0	30	0	5254
1680 s	37	55	14	8718
1690 s	144	80	37	7139
1700 s	133	159	93	19192
1710 s	125	246	87	23765
1720 s	176	389	136	20411
1730 s	147	388	134	20446
1740 s	145	321	140	22118
1750 s	185	391	174	25758
1760 s	355	654	329	30611
1770 s	695	1038	627	37242
1780 s	486	817	330	43961
1790 s	964	1296	616	70485
1800 s	120	176	88	10125
合計	3712	6271	2805	394968

一年）に発行された出版物のなかにはじめて登場しESTC98に記録された全出版物のうちでは、三七一二件を数えた。²⁵
 二番目の検索語彙「目録」を表題に含む出版物については、一つめの検索語彙「競売」よりも古い年代の、一五六〇年代に初出が確認された。これ以降、「目録」という語を含む出版物は、ESTC98の記録が終わる一八〇〇年まです

べての年代に必ず検索されるようになり、総件数は、「競売」の語を含む出版物件数のおよそ一・七倍の、六二七一件にのぼった。ただし、一五六〇年代から一六六〇年代までに検索された出版物は、主として蔵書目録（販売を目的として作成されたものを含む）や遺言に付随する表の類であり、競売とは直接関係をもっていない。

第三の検索語彙である「競売・目録」が出版物の表題にあらわれたのは、第一の検索語彙の「競売」と同じ一六八〇年代（初出は一六八三年）であった。ただしその総件数は、一〇〇〇件ほど少なくなつて、二八〇五件であった。

以上、それぞれの検索語彙が出版物の表題に登場するようになった年代と総件数を概観した。その結果、「競売」と「競売・目録」の語を表題に含んだ出版物が、同じ年代から登場しはじめていたことがわかつた。この事實は、競売にかかわると考えられる出版物が、目録のかたちで発行される確率が高かつたことを示しているといえるだろう。そこで、そうした出版物の発行状況を詳しく知るために、「競売」と「競売・目録」の語から検索された出版物の件数の差と、後者の前者に示める割合を検討してみよう。

表1には、一六八〇年代から一七九〇年代までのすべての年代において、「競売」の件数が「競売・目録」の件数を上回っていたことが示されている。とくに一六八〇、九〇年代にみる両者の差は大きく、「競売・目録」は「競売」のおよそ二分の一と三分の一程度の件数にとどまっていた。しかし、一七三〇年代から七〇年代までの間には、その差がほとんどみられなくなつていった。

今みた件数の差を、「競売・目録」件数の「競売」件数に示める割合で示してみよう（以下、表2を参照）。それぞれ

の語を表題に含む出版物の件数に大きな違いがみられた一六八〇、九〇年代には、「競売・目録」は「競売」の件数の四割未満（一六八〇年代）、二・六割（一六九〇年代）と低い割合を示した。しかし、「競売・目録」は一七〇〇年代までに「競売」のほぼ七割に達し、一七三〇年代から七〇年代には九割台であった。十八世紀の最後二十年間には再び減少（六割台）したが、検索期間百十年間の平均は、七割以上を保っていた。

以上の概観から重要な点を簡単にまとめておく。第一に、「競売」という語が出版物の表題に含まれるようになるのは、十七世紀の末であった。第二に、表題に「競売」の語を含む出版物は、全体に、「目録」という語を同時に含む確率が高く、その傾向は年代が下るにつれて強まった。

（2）詳細：一六八〇年代～一七九〇年代

つづいて、一六八〇年代以降の、「競売」と「競売・目録」件数の変化を詳しくみていく（以下、前出の表1とグラフ1を参照。グラフ1は、検索年数が一年のみで終わる一八〇〇年を表1から除き、一六八〇年代以降の各年代の件数を抜粋して作成した）。

まず、「競売」の語を表題に含む出版物の件数の推移である。この種類の出版物件数は、一六八〇年代から一六九〇

表2 「競売・目録」の「競売」にしめる割合
 (小数点第2位以下切り捨て。単位:%)

	競売	競売・目録
1680 s	100	37.8
1690 s	100	25.6
1700 s	100	69.9
1710 s	100	69.6
1720 s	100	77.2
1730 s	100	91.1
1740 s	100	96.5
1750 s	100	94.0
1760 s	100	92.6
1770 s	100	90.2
1780 s	100	67.9
1790 s	100	63.9
平均	100	73.0

グラフ1 出版物件数の推移

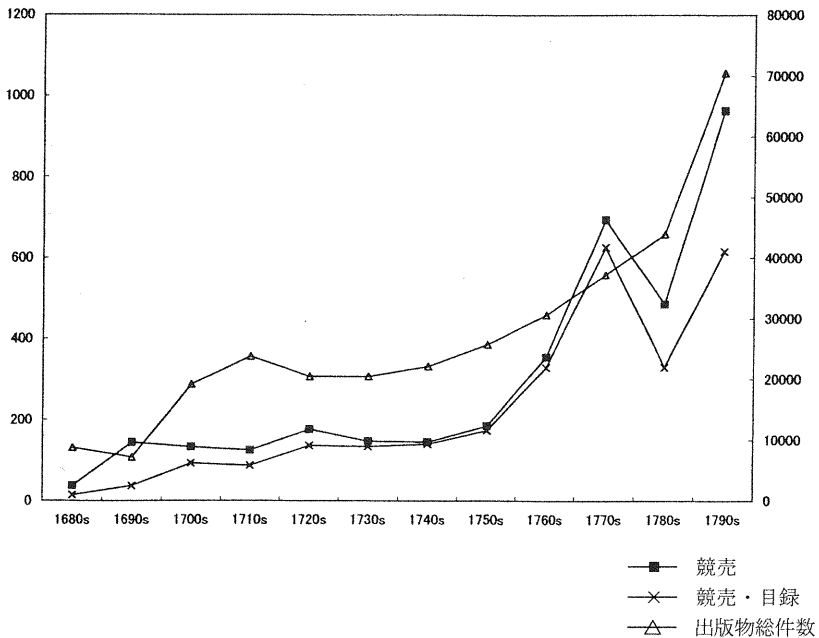


表3 出版物総件数にしめる「競売」「競売・目録」の割合
 （小数点第2位以下切り捨て。単位：%）

	競売	競売・目録	目録	出版物総件数
1680 s	0.4	0.1	0.6	100
1690 s	2.0	0.5	1.1	100
1700 s	0.7	0.4	0.8	100
1710 s	0.5	0.3	1.0	100
1720 s	0.9	0.6	1.9	100
1730 s	0.7	0.6	1.8	100
1740 s	0.7	0.6	1.4	100
1750 s	0.7	0.6	1.5	100
1760 s	1.1	1.0	2.1	100
1770 s	1.9	1.6	2.7	100
1780 s	1.1	0.7	1.8	100
1790 s	1.4	0.8	1.8	100
平均	1.0	0.7	1.5	100

年代にかけて三七件から一四四件と増えて、はやくも三倍以上の件数を数えた。その後出版物件数は、十八世紀前半期をおしてゆるやかに増えつづけ、一七六〇年代に初出年代の十倍ほどの数（三五五件）になった後に、大きく増加した。

他方、「競売・目録」を表題に含む出版物件数の推移は、一貫して「競売」と同じ傾向を示していた。先述のとおり、検索対象期間中には、出版物件数そのものは、常に「競売」の件数よりも少なかったが、件数の伸びについては、一六九〇年代を除くすべての年代において、「競売」のそれよりも大きかった。

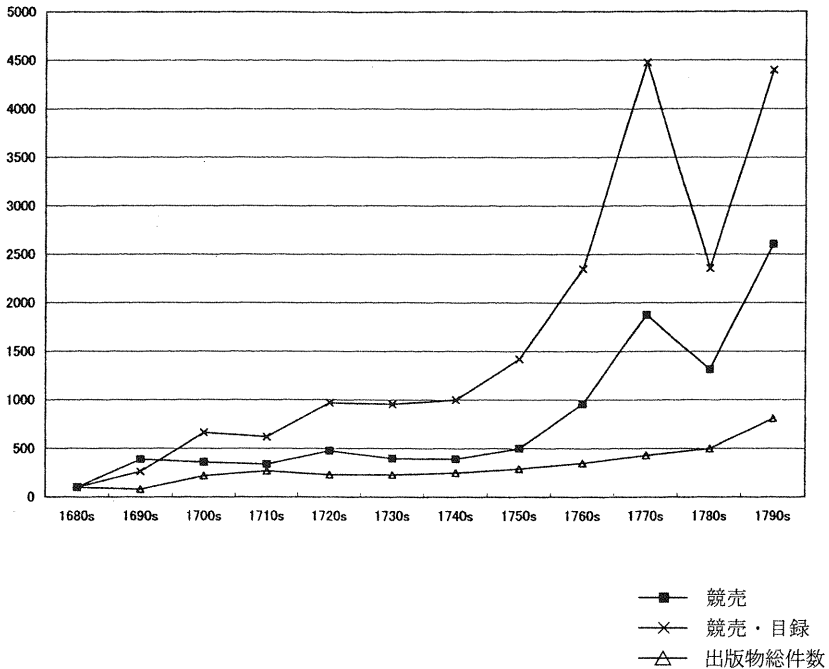
次に、「競売」および「競売・目録」の語を表題に含む出版物件数を、一六八〇年代から一七九〇年代に発行された出版物全体の総件数と比較してみよう。二つの語彙を含む出版物の件数を、各年代の出版物総件数にたいする百分比にて示したものが表3である。これによれば、出版物全体の総件数にたいする「競売」および「競売・目録」の件数の比は、両検索語彙がともに検索されつづけた百十年間に、平均で、前者がおよそ一〇〇分の一、後者が一〇〇分の一を満たしていなかった。

それぞれの出版物件数の伸び方はどうであろうか。表4は、「競売」と「競売・目録」の語が表題中にあらわれた一

表4 「競売」「競売・目録」の語を含む出版物件数の伸び

	競売	競売・目録	目録	出版物総件数
1680 s	100	100	100	100
1690 s	389	264	145	80
1700 s	359	664	289	220
1710 s	338	621	447	270
1720 s	476	971	707	230
1730 s	397	957	705	230
1740 s	392	1000	584	250
1750 s	500	1423	711	290
1760 s	959	2350	1189	350
1770 s	1878	4479	1887	430
1780 s	1315	2357	1485	500
1790 s	2605	4400	2356	810

グラフ2 「競売」「競売・目録」件数の伸び



六八〇年代を基準とし、その年代に検索されたそれぞれの出版物の数を一〇〇として、その後の件数を伸びの値に換算したものである（以下、グラフ2も同時に参照）。まず、出版物全体の総件数の伸びは、一七五〇年代までは基準の年代の三倍未満の値であった。他方、「競売」を含んだ出版物の件数は、一六九〇年代に一気に四倍に増え、十八世紀最初の二十年間に三・五倍に安定した。その後、同世紀半ばには五倍、七〇年代年代から九〇年代には一〇倍以上の伸びを保った。

「競売」の語を含む出版物が示した件数の伸びの傾向は、「競売・目録」を含む出版物についても、基本的に同様であった。ただし、「競売・目録」の語を含む出版物件数は、とくに一七〇〇年代以降の各年代において「競売」よりも急激な伸びを示した。すなわち、一七〇〇年代に六倍であり、一七四〇年代には、「競売」の件数の伸びが四倍弱であったのたいして、「競売・目録」の語を含んだ出版物件数の伸びは、基準年の値の一〇倍であった。

さらに、「競売」「競売・目録」そして出版物総件数の伸びを、検討対象期間の最初の年代と最後の年代とで比較してみると、「競売」が二五倍を上回り、「競売・目録」がさらに多い四四倍の伸びを示した。これにたいして、出版物全体の総件数は、八倍の伸びにとどまった。このように競売

にかんする出版物の件数自体は、出版物全体のうちではごく少数であったが、出版件数の伸びは、後者のそれを大きく上回った。つまり、十八世紀のあいだには、出版物全体の出版件数の伸びに比して、競売に関連する出版物が発行される度合いが高い傾向にあったといえるであろう。

なお、ESTC98による検索結果は、「競売」「目録」「競売・目録」の各語を含む出版物の件数が、一七八〇年代に急減したことを示している。この事情を一年ごとの件数によって確認すると、一七七六年以降八〇年代の前半に減少が近づいていたことがわかった。ここでは一七八〇年代にみられた件数減少の理由に言及する余裕はないが、一七七七年制定の競売課税法と、同法を改正する目的で八〇年代前半に制定された諸法律の影響が推測できることを指摘しておく²⁶。

さて、第一節で述べたように、競売は、「公開販売」という表現に置換えられることがあった。そこで、「公開販売」というフレーズについてESTC98での検索をおこなうと、この表現を主題に含む出版物は、三二件検索された²⁷。その初出は一七六五年（一件）であり、以降、七〇年代が九件、八〇年代と九〇年代がそれぞれ二件であった。ここに含まれる北アメリカで発行された出版物を除くと、八〇年代が一〇件、九〇年代が七件となって、全体の件数は二七件

と少なくなる。このことから、十八世紀のイギリスでは、競売関連の出版物の表題に、公開販売^{パブリック・セール}という表現をもちいることが少なかったと推測することができるだろう。

以上、(2)項では、「競売」と「競売・目録」の二つの語彙によって検索された、競売関連の出版物の発行傾向を年代別に検討した。その結果をまとめておきたい。まず、「競売」および「競売・目録」の語を表題に含む出版物の件数は、それらが共通に登場するようになった十七世紀末以降、十八世紀をつうじて増加した。それらの出版物の実際の件数は、出版物全体の総件数のなかでは、いずれもわずかな数であった。しかし、発行件数の伸びをみると、出版物全体の総件数の伸びをはるかに上回る伸長傾向をみせていた。

次に、「競売」と「競売・目録」の関係である。「競売・目録」の語を含む出版物の件数は「競売」よりも少数であったが、件数の伸びは急激であり、競売が開催されることを前提に作成された競売目録の発行が、とくに高まる傾向にあったことが示されていた。これらの点から、出版物の件数という限られた状況においては、あるが、十八世紀に、競売という販売方法の利用が高まりをみせたことが示唆されていると考えることができるであろう。

三、競売目録の内容

第二節の検討から、十八世紀のイギリスでは、競売の利用が高まる傾向にあったことが示唆された。それでは、競売の利用が活性化するなかで、競売目録という出版物はどのような役割を担っていたのだろうか。この節では、目録の内容を検討することで、この点を明らかにする⁽²⁸⁾。

(1) 形態

はじめに、史料としての競売目録の形態を概観しておく。目録の形態には、紙一枚に印刷されたビラ形式のものと、複数のページを含む冊子形式のもの、二種類がある。後者の冊子形式をとる目録には、わずか数ページのものから、数十、時には一〇〇ページ以上のものまであるというように、内容量に幅がみられる。なお、販売商品の数や種類が多い、商品が完売しないなどのばあいには、競売が複数回にわたって開催されることがしばしばあった。このようならば、同じ商品を掲載した競売目録が、開催のたびにあらためて編集された⁽²⁹⁾。

次に大きさである。目録の大きさは、縦が二〇センチ前後で横が一〇センチ前後の細長い形状のもの、縦横の長さがともに四〇センチ前後の大判サイズのものというよう

に一定ではない。冊子形式の目録においても、書籍に適用される二折版、四折版などの定型がもちいられた形跡はみられない。

競売目録にみられる形態の違いは、主に、商品の種類と、売手の身分や社会的立場に対応した。第二節の検討対象期間に発行された競売目録をみた限りは、年代を下るにつれて冊子形式の競売目録が増えたという印象をもつ。また、冊子形式の目録が増えたことに並行して、そのページ数が増し、構成が充実する傾向にあったことも指摘できる。そのため、形態の違いには、目録が発行された時期が関連した可能性もあると思われる。

(2) 構成と各種の情報

ピラ形式の競売目録の多くは、共通に、次に示す構成をとっている。まず、紙面上部に適当なスペース（この大きさは、目録によってさまざま）をとり、主な商品内容を示した長めの表題と開催関連情報（内容については後述）が示される。他方、冊子形式の目録では、表題と開催関連情報の印刷された独立の表紙がもうけられていることが多い。表題は、商品の宣伝を兼ねる最も重要な部分である。そのためここでは、販売が予定された商品について、概要を把握できる程度の具体的な記述がなされた。また、注目に

値すると考えられた商品の名称は、誇張のある形容表現をもなつて宣伝された。

次に、目録が与える情報の詳細である。目録の形態は異なることがあるが、どのような形態であつても伝えられる情報に本質的な違いはみられない。すなわち、競売目録の表題（ピラ形式では、上部。冊子形式では、表紙の一部）につづいて、競売開催の日時、曜日、場所が共通に記された。これらの情報が明記されていることで、何月何日の何時に、どこで競売が開催されるのかを正確に知ることができた。競売開催に直接かわるこれらの情報とともに、商品の所有者の氏名と身分および社会的立場、競売開催者名、競売の開催理由を明記した競売目録も多く見られる。

目録上に記された競売開催の主な理由として、次の二点をあげることができる。まず、私有財を商品化する必要が生じたばあい。これには、死亡、引退、破産などの具体的理由が含まれる。次に、すでに商品であつた財を一挙に販売するばあい。主に、商業従事者による在庫処理である。ただし、商業従事者が死亡、引退、または破産したために在庫処理の必要が生じたなど、大別した二つの理由が組合わさることも多い。

競売が開催されるさいには、事前に品定めを目的とした公開見学が設定された。したがつて開催関連情報が記載さ

れる部分には、見学場所と日程、そして競売目録の入手先の所在地が詳記されていた。また、購入者を一部の業者に特定した競売では、関連情報とともに、その旨、明記があった。³⁵⁾

競売関連情報の最後には、通常、販売規則の付記がみられる。その示し方は、「規則は通常どおり」(conditions of sale as usual)という簡単な表記であることが多いが、個々の規則を箇条書きで詳述しているものもあり、そのばあいには、三つ五ないし六条の規則がもうけられるのが通例であった。以下、詳述された規則の主な内容を把握してみたい。

- ①最も高い値をつけた者を購入者とする。手違いや諍いが生じたばあいには、「商品を」再びセリにかける。
- ②提示価格が一ポンド以上では一シリング以下、五ポンド以上では二シリング以下となるように、セリ値を提示する。³⁶⁾
- ③購入者は氏名と所在を申し出たうえで、「必要に応じて」内金を支払う。
- ④「競売開催後三〜六」日以内に、競売が開催された場所にて残金を支払う。商品の引上げに要する諸料金は、購入者自身が負担する(以上、「」内は筆者による補足³⁷⁾)。ここにみられるように、販売規則には、競売で商品を購入するための具体的な方法と手順が示されていた。たとえ

ば、競売では、代価全額を即金にて支払う必要は必ずしもなかったが、信用買いの制度は原則として適用されいなかったようである。そのため規則では、支払い期日を明示したうえで、競売の会場において、購入者が自らの氏名・所在を正確に伝えることをうながした。

表題および開催関連情報につづくのが、販売予定商品の名称が列記される箇所である。ピラ形式の目録では、すべての情報を一枚の用紙におさめる必要があるために、表題・開催情報の直後から、商品名の列記がはじまる。このばあい、表題・開催情報が書かれた部分と商品名が列記される部分とが、境界線等で明確に区分されていることもあるが、そうでないこともある。冊子形式の目録では、表題・開催情報を掲載した表紙の裏側、すなわち見開き一ページ目に先述の販売規則が表記された後、商品名列記のページが展開するというのが多くみられるパターンである。

これまでに示したように、競売目録の形態には違いがみられる。ただし、それらは、共通に、競売の概要および開催スケジュールと、詳しい商品名の記述箇所を分けた構成をとっていた。このことから、競売目録を構成するさいには、競売にかかわる主要情報を、段階を踏んで迅速かつ的確に伝えることに第一の力点がおかれたと推測することができる。

(3) 商品情報の詳細

まず、販売予定商品が個別に列記されている部分を概観しよう。この箇所では、通常、商品名を列記するさいに、それぞれの商品の名称の前に通し番号がふられた。商品番号があることによって、競売の規模を端的に把握することが可能となった。複数の商品をまとめて販売するばあいには、商品すべてが一つのグループにまとめられて番号がふられた。そのうえで、そこに含まれる商品の個数を、商品にたいする説明文のなかに別途記した。

個々の商品については、名称のほか、大きさ、色、かたち、状態などの情報が与えられた。商品の種類によっては、製作者名や製作年、履歴などの詳しい説明がなされることもあった。商品の性質を示すこれらの情報は、ピラ、冊子のいずれの形式においても共通に与えられていたが、冊子形式の目録において、より詳しい記述がなされる傾向がみられる。

十八世紀中にイギリスで発行された競売目録は、多くのばあい、イラストをともしなわぬ文章のみの説明を採用したようである。ただし、一七四一年に開催のあったオックスフォード伯爵の蒐集品の競売目録は、商品の一部をあらわす銅板画が表紙に添えられていた(図1、2を参照)。このほか、競売商品の内容とは関係をもたない、装飾的なモ

史苑(第六三巻一号)

ノグラムを挿入して美観を高めた目録もみられる。

次に、販売予定商品の記述のあり方をみていく。記述のしかたに決まったルールはみられないが、通し番号の順に商品名をただ列記しただけのものと、細かい項目を設定したうえで、項目ごとに商品を列記したものとに大別することができ。後者、すなわち、項目のたてられていた競売目録では、その方法にいくつかの型を指摘することが可能である。以下、代表的な二つの型を示そう。

第一に、商品の種類に応じた項目である。特定の種類の商品を扱った競売の目録に、こうした項目のたて方をもちいる傾向がみられる。たとえば、本の競売においては、「ラテン語」「英語」「フランス語」などの言語の違い、「古典」「歴史」「画集」などの内容の違い、そして、「二折判」「四折判」「八折判」などの大きさの違いに従った項目がたてられた。古銭やメダルを扱った競売の目録には、铸造場所を示した項目、铸造時期を示す年代別の項目などがみられた。絵画の競売のばあいには、「肖像」「風景」など、作品のジャンルに応じた項目がもちいられた。また、絵画と版画類を同時に販売する競売では、「絵画」「版画」のように、制作方法の違いを項目設定の基準とすることが多かった。

第二の型は、全く質の異なる商品を販売する競売の目録が採用した項目のたて方である。一例を、一七三一年三月

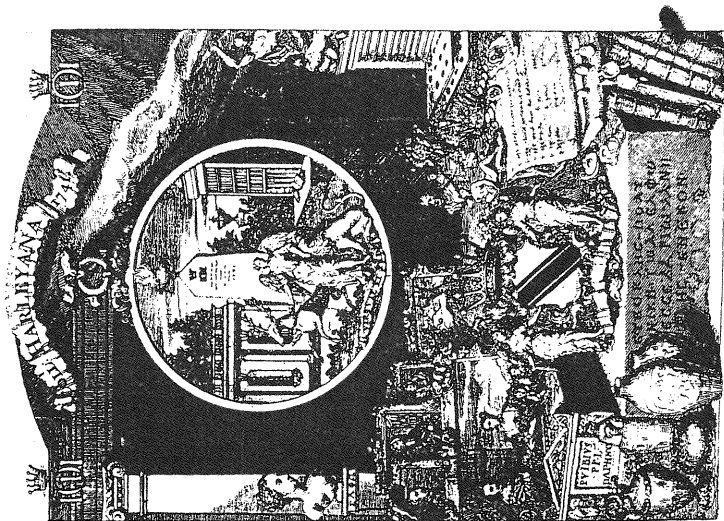


図1 オックスフォード伯爵の絵画の競売の目録の挿絵

Harley (Edward) Earl of Oxford

A
CATALOGUE
 OF THE
COLLECTION
 Of the Right Honourable
Edward Earl of Oxford
DECEASED:

S. C. 1358

1-2

Consisting of
 Several CAPITAL PICTURES by the most Eminent
Italian, French, and Flemish Masters, great Variety of
 GREEK and ROMAN Antiquities in Urns, *Edicts,*
Inscriptions, &c. as also of Nyls, and Bronzes; together
 with several very scarce Books of Prints and Drawings,
 particularly of the most famous *Attians, Keffmans, Cla-*
rices, &c. by J. Paul, Pannini and others, collected by
 the late Mr. TALMAN; the King of France's Cabinet
 in 30 Volumes; with divers other valuable Curiosities out
 of the ARUNDEL Collection:

Which will be sold by AUCTION,

By Mr. C O C K,

At his Houſe in the Great Piazza, Covent-Garden,

On Monday the 8th of March, 1741-2,
 and the four following Days.

The Collection may be viewed at the Place of Sale on
Thursday the 4th Instant, and every Day after (Sunday ex-
cepted) till the Time of Sale, which will begin each Day at
Half an Hour after Eleven precisely.

CATALOGUES may be had gratis at the Place of SALE.

図2 オックスフォード伯爵の絵画の競売の目録の表紙

十八世紀イギリスにおける競売(大橋)

二十四日に開始された、ドーヴァー伯爵夫人の所有する「豪華な調度品、および食器類」を主な商品とした競売の目録にみてみたい。⁽¹²⁾

一日目の販売

I スペアルーム

II 深紅のダマスク織の寝室、三階。陶磁器など、金銀食器とその他の珍品

III 最上階の階段および階段室

二日目の販売

IV 庭園と小部屋の傍に位置する小寝室、三階

V 前の居間。秀逸の古陶磁器など。金銀食器とその他の珍品

VI 青のダマスク織の寝室、二階。および控室

三日目の販売

VII 通りに面した黄色の寝室、三階

VIII 青の寝室、三階。および、通路部屋。陶磁器とその他の珍品。金銀食器とその他の珍品

IX 庭園と小部屋の傍に位置する居間、および控室

四日目の販売

X 広間、および庭園

XI 通りに面した深紅のダマスク織の寝室、三階

史苑（第六三巻一号）

XII 通りに面した寝室。金銀食器とその他の珍品

XIII 緑のダマスク織の寝室、および控室

XIV 客間、地上階

五日目の販売

XV ヴェルヴェット織の寝室、三階

XVI 通りに面した客間、二階

XVII 大食堂。金銀食器、金のメダル。および、その他の珍品

XVIII 深紅のダマスク織の寝室、二階

XIX 大宴会室

六日目の販売

日本、中国、およびインドの、秀逸の珍品

大理石の胸像、金のメダル、珍しい古美術品、鉛製壺、

製図機器など

抜粋した項目が示すように、この競売は、全六日間でおこなわれた。販売予定商品の数は、通し番号のふられたもののみで八六六であったが、複数の商品を含むものを考慮すると、実際の商品数は一〇〇〇点におよぶ大規模の販売であった。この事例が示す項目のたて方は、商品の売手である伯爵夫人の住居プランを基準にしており、売りに出された商品は、この邸宅の構造に応じた項目に従って、設置された場所にある状態で列記されていた。⁽¹³⁾

こうした項目のたて方を採用した目録の例をもう一つ、E・ウイングフィールド、エスクワイヤの家財の競売目録によってみてみたい。⁽¹⁴⁾

「ダブリンで開催」されたこの競売では、商品の売手であるウイングフィールドが所有する、二件の居宅に帰属した家財が販売された。そのため、目録では、所在の異なる二件の居宅を、「パワーズコート」の：、「ダブリンの：」と明示したうえで、住居ごとに詳細の項目をもうけた。項目数は、パワーズコートの居宅にかんするものが四一、ダブリンの居宅にかんするものが一七、全体で五八であった。項目の詳細をみよう。このウイングフィールドの競売目録では、先述のドーヴァー伯爵夫人の目録と同様に、寝室や客間などの部屋のひとつひとつが、居宅内における位置や壁面に使用された織物の色などによって特徴づけられて項目をなした。また、「台所」「使用人部屋」「醸造小屋」「厩舎」「貯蔵室」「子供部屋（ないし育児室）」など、ウイングフィールド家の生活全般にかかわる部屋や建物が、形容をとまわず端的に表現されて独立の項目を形成した。さらに、パワーズコートの居宅で飼っていたと思われる牛、羊などの家畜や馬も商品に含まれており、これらについても個別の項目がもうけられていた。

競売目録に記された販売予定商品の数が、全部で二二七

点であったことから、このウイングフィールドの競売が、先出のドーヴァー伯爵夫人の競売に比べて小規模であったことを推測することができる。ただし、項目についてはドーヴァー伯爵夫人の競売よりも多数かつ詳細な設定がなされていた。

ここにあげた二例が示す項目のたて方は、家財を販売する競売の目録に多くあらわれる。こうした競売のばあい、一般には、商品の売手の身分や社会的立場が高くなるのに従って商品数が増え、項目数が多くなり、構成が詳細になる傾向がみられる。ただし、ウイングフィールドの競売目録が示すように、競売自体が比較的小規模であっても、詳細で多数の項目が設定された目録もあった。

また、家財の競売目録の項目のたて方には、二つの特徴がみられる。一つは、項目が、商品の売手の住居プランにに応じてたてられていた点である。住居プランに対応する項目をたてることで、目録上には、まず、売手の生活環境が空間的に再構成されることになった。次に、項目がこのような形式をとったばあい、販売される個々の商品が、もと配置されていたと思われる場所を示す項目のなかに列記された。これが二つめの特徴である。生活環境を再構成するかのごとく設定された項目に品物が列記されることで、売手の生活様式がより具体的に再現された。つまり、詳細な

項目のたてられた競売目録は、商品とそれらの設置のしかたを、住居の空間的な把握をともなつて表現し、購入者に示す構成がとられていた。

以上この節で検討したように、競売目録には、開催情報や購入方法を含む、販売にかかわるおよそすべての情報が詳細に掲載されていた。また目録は、販売する商品を、各々の性質に踏みこんだ解説によつて、具体的に表現した。そうした詳細情報を与えるうえで、目録は、一定の構成を保つて機能的に作成されており、多くのばあい、掲載情報に誤りや虚偽がないよう注意が払われていることがそこに明記された⁶⁵。これらの共通点から、十八世紀のイギリスにおいては、競売目録という印刷物が、競売による販売にかんする詳しい情報を、効率的な方法で、社会に広く正確に伝える技術として利用されたとみることができるだろう。そして、これらの競売目録は、多くのばあいに、無料 (*gratis*) で入手が可能であつた⁶⁶。

結語

十七世紀の末から、イギリスでは、表題に「競売」や「競売・目録」の語を含む出版物が登場するようになった。これら競売関連の出版物は、それ以来、十八世紀をつうじた

百年ほどのあいだに発行件数を着実に伸ばしていったが、なかでも、競売の開催にさいして発行された競売目録のしめる割合はとりわけ高まる傾向にあつた。出版物の発行件数に反映されたこのような傾向から、まず本稿は、当時のイギリスで、競売という販売方法による取引の利用が、注目すべき高まりをみせていたことを推測した。

このように、競売目録は、十八世紀イギリスでの競売利用の活性化をはかるひとつの尺度であるが、当時においては、競売についての情報を提供する重要な案内書であつた。競売が開催される日時・場所、そこで販売される商品の概要、購入のしかた、そして購入商品の処理方法にも踏みこんだ言及がなされているというように、この出版物は、競売という方法をとる販売にかんする情報を、各種もれなく掲載していた。目録の形式は各々異なつていたが、表題と商品情報を列記する箇所を区分し、商品内容に応じた項目をたてるなど、規則性を保つた効率性の高い構成を共通に採用した。また、情報を正確に記したうえで、目録を無償で提供すると示されていたことも、多くの目録に等しくみられる要素である。つまり競売目録は、個別に作成されてはいたが、販売情報の記述と、その提示のしかたにおいて一定の規準をもつた、競売開催を公示する技術であつたとみることができるであろう。競売目録の発行件数が高まる

傾向をみせた背景には、十八世紀のイギリス社会において、競売という方法による販売が、情報の公開をともなうて開催される点において歓迎されたとみる⁽¹⁾ことが可能であろう。

競売は、十八世紀のイギリス社会に、商業活動としての明確な位置をもたず、また、法規によって管轄される対象ではなかった。しかし、競売にかかわる出版物を検討してみると、これが、当時の社会によく受容され、活発に展開していた様子がうかがわれる。この点から、競売という公開販売の方法を、同世紀のイギリス消費社会の重要な要素の一つと位置づけることができると思われる。競売目録を残さなかった数多くの競売について詳細を説明する⁽²⁾とともに、この販売方法の地理的広がり、これにたいする司法の介入、そして競売が専門的商業へと変化する経過などの検討を重ねながら、十八世紀イギリスの競売を、その時代の文脈においてさらに明らかにすることが、筆者の今後の課題である。

注

(1) N. McKendrick, J. Brewer and J. Plumb eds., *Birth of Consumer Society*, Bloomington (Indiana University Press), 1982.

(2) 消費社会研究の発展について参照すべき文献は多い。たとえば M. Berg and H. Clifford, 'Introduction', in do., eds., *Consumers and Luxury: Consumer Culture in Europe 1650-1850*, Manchester (Manchester University Press), 1999, pp. 1-15. 同書のタイトルが示すように、欧米での消費社会研究は、近年とくに奢侈品の消費にかんする分析が中心になっている。日本での消費社会研究の紹介はまだ少ないが、研究史の概観とテーマの重要性については、草光俊雄「徳から作法へ——消費社会の成立と政治文化」、齊藤修監修『岩波講座 世界歴史22 産業と革新——資本主義の発展と変容』岩波書店、一九九八年、二〇一〜二二〇頁を参照。

(3) 十八世紀イギリスの流通についての個別研究として、D. Davis, *A History of Shopping*, London (Routledge & Kegan Paul) and Toronto (University of Toronto Press), 1966; T. S. Willian, *An Eighteenth-Century Shopkeeper Abraham Dent of Kirby Stephen*, Manchester (Manchester University Press), 1970; Hoh-Cheung Mui and L. H. Mui, *Shops and Shopkeeping in Eighteenth-Century England*, Kingston (Ontario, McGill-Queen's University Press) and London (Routledge), 1989. 消費社会研究が定着した後の比較的新しい研究に、B. Lemire, *Fashion's Favourite:*

The Cotton Trade and the Consumer in Britain, Oxford (Oxford University Press), 1991がある。また、日本でのこの時代の流通研究として、道重一郎『イギリス流通史研究』日本経済評論社、一九八九年。

(4) ただし、競売の研究については以下のものが多く、R. Cassady, Jr., *Auctions and Auctioneering*, Berkeley and Los Angeles (University of California Press), 1967は競売研究の古典。社会学の立場からの研究として、C. W. Smith, *Auctions: The Social Construction of Value*, Berkeley and Los Angeles (University of California Press), 1989がある。B. リーマン(中村勝監訳)『オーナメントの社会史 — 人身売買から絵画取引まで —』高杉書店、一九九三年。B. Learmount, *A History of the Auction*, London (Barnard & Learmount, 1985)は通史。主に十八世紀イギリスの美術の競売を扱った研究には I. Pears, *The Discovery of Painting: the Growth of Interest in the Arts in England 1680-1768*, New Haven and London (Yale University Press), 1988, pp. 57-67; B. Cowan, 'Arenas of Connoisseurship: Auctioning Art in Later Stuart England', in M. North and D. Ormrod, eds., *Art Marketing Europe, 1400-1800*, Aldershot(Askgate)1998. C. Wall, 'The English Auction: Narratives of Dismantlings', *Eighteenth-Century Studies*, vol. 31, no. 1, 1997, pp. 1-25 は、目録の分析に重点がある。また、J. A. Chartes, 'The Place of Inns in the Commercial Life of London and Western England 1660-1760', D. Phil. Theses, University of Oxford, 1973には、競売の販売方法

としての面が注目されている。なお、十八世紀パリの美術品競売について、島本淳「十八世紀のパリにおける競売会・画商・カタログ」『帝塚山学院大学研究論集』第二十七号、一九九二年、一一七—一三五頁を参照。

(5) 'Population; Census of Great Britain 1841', *British Parliamentary Papers*, vol. 5, Dublin (Irish University Press), 1970, p. 58. 同年の国勢調査における職業分類の詳しい経緯については、do, pp. 7-72を参照。なお、同調査記録のなかで競売人として記録された者の職業名の表現は次の七種類に分かれる。①競売人 (auctioneer) ②競売人および鑑定人 (auctioneer and appraiser) ③競売人および不動産仲介業者 (auctioneer and estate agent) ④競売人および家屋仲介業者 (auctioneer and house agent, appraiser and estate agent) ⑤競売人、鑑定人、および家屋仲介業者 (auctioneer, appraiser and house agent) ⑥競売人、鑑定人、および家屋仲介業者 (appraiser and land and estate agent)。

(6) 筆者は、十八世紀イギリスの競売人がどのような職業に就いていたかについて、より詳しい検討を別稿にて準備している。

(7) ロウソクの火が燃え尽きる瞬間にセリ値を提示した者が商品を購入するというルールに基づいたセリの方法(本文中、OEEDの「競売」の定義③に示されたものと同様)。イングラントでは、十七世紀からもちいられた。

(8) Samuel Johnson, *A Dictionary of English Language*, New York (Ams Press Inc.), 1967 (1754), vol. 1.

十八世紀イギリスにおける競売（大橋）

- (6) *A New Complete Dictionary*, London, 1754, vol. 1, p. 221. 同事典には、「…家財道具、本、金銀食器などの『売却』において利用されることが非常に多い。常に最高の値段を提示した者が購入者」というように、シヨーンソンの辞書よりもやや詳しい解説がみられるほか、この販売方法の歴史的背景が簡単に説明されていた。この事典に示された定義は、*Encyclopaedia Britannica*, Edinburgh, first edition, 1771, vol. 1に全く同じ文章で転載された。
- (10) シヨーンソンの辞書での *shop* は、*auctionier*。
- (11) Cowan, *op. cit.*, pp. 156-157; Pears, *op. cit.*, pp. 57-58; リアマンント、前掲書、二二頁。なおスロットマンとは競売を *rope* など *roup* と表現する。
- (12) *OED*, Johnson, *op. cit.*, vol. 1.
- (13) Pears, *op. cit.*, p. 63 and *passim*.
- (14) 競売人の同業者組織が編成されたのは、一七九八年であった (*Encyclopaedia Britannica*, 1963, 'auction')。十八世紀半ばのギルズの種類に *shop* は R. Campbell, *The London Tradesman. Being a Compendious View of All the Trade*, London, 1747, pp. 307-308 を参照。
- (15) 競売人に対する認可の導入は 17 George, III. c. 50 による。一七七七年の同法は、競売によって販売された商品に消費税を課した最初の法律でもある。
- (16) 十八世紀の競売業者によるまとめた営業記録には、同世紀末のグラスゴウの競売人、シヨーン・ライント (John Wright) によるものがある。
- (17) W. Halsbury, *Halsbury's Law of England*, third edition, 1953, vol. 2, p. 69.

- (8) 史料としての競売目録については R. Hiller, 'Auction Catalogues and Notices: Their Value for the Local Historians', *Local History*, no. 13, 1978.
- (16) 目録以外の重要史料には「新聞広告がある」L. Lewis, *The Advertisement of the Spectator*, London, 1909, Charters, *op. cit.*; R. B. Walker, 'Advertising in London Newspapers, 1650-1750', *Business History*, vol. 15, no. 2, 1973.
- (20) リアマンント、前掲書、三〇六頁（中村「解説」）。
- (21) ESTC98 は *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, & Ireland and of English Books Printed Abroad 1475-1640* (STC); *Short-Title Catalogue of Books Printed in England, Scotland, Ireland, Wales, and British America and of English Books Printed in Other Countries 1641-1700* (Wing) をよむ。Eighteenth Century Short Title Catalogue (以下はブリタニヤ・ライブラリーのオンライン・データベース・プロジェクトである) 一九九二年に CD-ROM として刊行された本稿とは ESTC98 と区別するために ESTC92 と略記する) を基礎データベースとして編集された「以上、ものとデータベースについては、近藤和彦「十八世紀マンチエスタ社会史——関係史料をどう捜すか」『史学雑誌』第九十一編、十二号、一九八二年。同「NRA, ESTC の刊行物と一八世紀関連書誌目録」『イギリス史研究』三四号、一九八三年を参照。また J. Raven, *Judging New Wealth: Popular Publishing and Responses to Commerce in England 1750-1800*, Oxford (Clarendon Press), 1992, pp. 30, 32 (Fig. 1), 33, 37 (n. 41), 113 は ESTC92 を実際に利用

している。なお、本稿が利用しているESTC98²¹⁾その他多岐におよぶ分野の書誌情報を含むものにEureka²²⁾があり、ウェブ上での利用が可能。詳しくはwww.rlg.org/eureka.html (RLG's Eureka²³⁾, last updated 26/04/2002) を参照。二〇〇二年一月一日に確認]。一四七三年から一八〇〇年(十二月)のあいだに出版された文献の情報を得ることができ。掲載内容は、「①ブリテン島および北アメリカにて出版されたあらゆる言語の②一八〇〇年までのイギリス統治領²⁴⁾、ないし③世界各国で印刷された文献のうち、全体あるいは部分的に英語を使用しつつ④出版物(ESTC98, 'A Brief Introduction to theESTC on CD-ROM')。文献所在の確認のほか、複数の語彙や出版年、出版地等を組合わせた複合的操作により、多様な情報を得ることが可能。

- (22) 二六個の検索語彙は以下に示す。1) auction, 2) auctions, 3) sale, 4) sales, 5) catalogue, 6) catalogues, 7) auction/sale, 8) auction/sales, 9) auction/catalogue, 10) auction/catalogues, 11) auctions/sale, 12) auctions/sales, 13) auctions/catalogue, 14) auctions/catalogues, 15) sale/catalogue, 16) sale/catalogues, 17) sales/catalogue, 18) sales/catalogues, 19) auction/sale/catalogue, 20) auction/sale/catalogues, 21) auction/sales/catalogue, 22) auction/sales/catalogues, 23) auctions/sale/catalogue, 24) auctions/sale/catalogues, 25) auctions/sales/catalogue, 26) auctions/sales/catalogues.

(23) 十八世紀イギリスの出版物は長々説明調の表題をみてESTC98とそつものになつたデータベースのSTCとESTC92の正式タイトルが 'Short Title ...' とあるのは、長々表題を簡略表

記したことによる。この長い表題にはさまざまな情報が含まれているために、本稿では表題による検索が有効と判断した。(24) すぐ後の(一)の冒頭に述べるように、本稿での検索対象期間は三百年余りの長期間におよぶ。このため、全体の傾向を端的に導くうえでは、十年をひとつかたまりにするのが適当であると判断した。なお、本稿においてとくに重要な時期である一六八〇年代から一八〇〇年については、各年についての検索を予備的におこない、十年ごとの検索結果が適切であることを確認した。

(25) 競売という語は、新聞広告類において、この年代から使われはじめた。たとえば、*London Gazette* (出版開始年は一六六六年) のその年代を参照。

(26) 17 George III. c. 50 ; 19 George III. c. 25, c. 56 ; 21 George III. c. 17 ; 22 George III. c. 66 ; 25 George III. c. 42 ; 27 George III. c. 13. 競売にかかわる法律については、別稿を用意している。

(27) 一八〇〇年の件数は四件。

(28) この節では、煩雑さを避けるため、利用した史料すべてを注に記すことはしない。それらの所在については、本稿の最後に示した「史料表」を参照。

(29) 一回の競売開催期間は、一、二週間に及ぶこともあった。競売が複数回に分けて開催されたのはあり、売手が同じであっても競売が連続して開催されることは限らなかつた。回数が多かつた例として、一七二二年十一月から一七二三年一月のあいだに、少なくとも六回おこなわれた「セント・ジョージ要塞総督 E. イェールの競売がある[British Library, hereafter BL : S. C. 237 (5); S. C. 237 (7); S. C. 307 (6); S. C. 331

十八世紀イギリスにおける競売（大橋）

- (16); S. C. 332(7); S. C. 332(9)].
- (30) 売手は「競売の依頼主、競売商品の所有者(競売の開催者であることもある)」、両者が一致するばあいとがある。
- (31) Wall, *op. cit.*, p. 11.
- (32) 表題の「ライマウント」については *ibid.*, pp. 14, 15^a 参照。
- (33) ここでは「競売の開催者を含まなく」。
- (34) 競売開催の理由は目録が与える重要な情報だが、これが必ず記載されていたわけではない。競売開催の理由については別の方法による検討が必要と思われる。
- (35) 購入者の限定は本の競売に頻繁にみられる。たとえば、史料表中の *British Library* : C. 170. aa. 1-2C. 175. e. 1 の各目録を参照。
- (36) 一七五〇年代発行の競売目録に添付された「宣伝および販売規則」の記述から、規則が、競売の運営者によって個別に作成されていたことを推測できる。「THE Terms of Sales by Auction, SAMUEL PATTERSON, at Exchange House, in Essex Street in the Strand, London」.
- (37) 提示価格とセリ値は「競売」と異なる。「ソッド」は「わかりやすくするために BL : S. C. 1070 (2)」に掲載された規則を参考に、実際の数字を当てはめた。
- (38) 注 (37) にあげた目録のほか、以下のものを参照した。
BL : Harley 5947 ; do. : S. C. 429(5) ; do. : S. C. 1070 (2), (59) など。
- (39) イギリス以外の国では、絵画の構図等を具体的に示すために、挿絵をともなうことがあった(リアマウント、前掲書、九三頁の挿絵を参照)。ただし、十八世紀パリでの競売の目録にイラストがほとんどみられなかった点を、島本流「カタログ

- の中の絵——一八世紀における『見る』の生成をめぐる——『美学』一八一号、一九九五年、四六頁は指摘している。
- (40) BL: S. C. 1358 (1), (2).
- (41) たとえば BL: Add. Mss. 6200, f. 110 ; do.: S. C. 803 (3); do.: S. C. 1070 (4).
- (42) BL : S. C. 380 (4).
- (43) 項目が住居に依じてたてられたうえで、商品が住居内に配置されるように記されたことの重要性について、筆者と最終的な解釈は異なるが、Wall, *op. cit.*, pp. 12-13. を参照。
- (44) National Library of Scotland : Crawford. E. T. 1724-29. 一七二九年二月二十五日に開始された。
- (45) BL : S. C. 427 (5).
- (46) 筆者が確認した範囲では、有料の目録はほとんどみられないが、一七二八年十一月に開催された本の競売では、目録の入手に二シリングが必要であった [BL : 269, i. 15 (2)]. また、競売での商品購入者にたいして返金する「ソッド」を前提に、競売目録に付託金をもうけた例に「一七五〇年代の競売がある [BL : C. 25, g. 15 (2)].」なお、目録自体は無料であることが多かったが、絵画の競売では、事前見学に入場規制がもうけられることがあった (R. D. オールティック、小池滋監訳『ロンドンの見世物 I』、図書刊行会、一九八九年、二六七〜二六八、二七五頁)。
- (47) 競売にたいする批判は「情報の偽りや競売開催者の不正な行為に集中した。Pears, *op. cit.*, pp. 60, 65.
- (48) 本稿が検討した競売目録の出版地は、多くをロンドンがしめていた。ESTC98による検索では、ロンドン以外に、パース、パーミンガム、ケンブリッジ、コヴェントリ、キングス

リン、ケタリング、リヴァプール、マンチェスター、ニューカ
スル、オックスフォード(以上、インクラン)、マンディー
ン、グラスゴー、エディンバラ(以上、スコットランド)、
コーンウォールの諸都市、またアイルランドには、ローケト
ダブリン、くわえて北米内の都市なる日録の発行があった
ことを確認した。

史料表

British Library :

Add.Mss.6200.f.30-31; Add.Mss.6200.f.110; Add.Mss.23725.f.25-28;
Harley 594f.; C.25.g.15(2); C.28.g.15(2); (3); C.119.h.3(26);
C.119.h.(27); C.131.f.20(1); (3); (5); (6); C.131.h.4(1); (2); (3);
(5); (6); (7); (8); (9); (10); C.170.aa.1(1); (100); (107); (107*)
(121); (123); (128); (132); (133); (136); (137); (141); (142); (145);
(146); (151); (156); (158); (165); (167); C.175.e.1(2);
57.c.23; 58.g.28; 140.a.19(1); 269.i.15(2); 603.c.4(1); (2); (3);
(4*); (5); 823.c.22(1); 1481.F.4; 1881.c.3(17); 7805.e.5(1); (2);
(5); (6); (7); 07805.ee.17(2); (4); 07985.ee.17(3); S.C.237(5);
(7); S.C.307(6); S.C.331(16); S.C.332(7); (9); S.C.426(1);
(2); (4); S.C.429(3); (5); S.C.803(3); S.C.948(3); S.C.1070
(*); (1)~(51); S.C.1358(1); (2); S.C.1773(1); (19); SC1446

*The Department of Prints & Drawings in the British
Museum*:

A1.3.(1); (2); (3); (5); (6); (7); (9); (10); (11); (12); (13); (14); (15);
(16); (17); (18); (19); (20); (21); A1.1.(2); (4); (6); (8); (9);
A1.5.(1); (2); (3); (4); (5); (6); (7); (8); (9); (10); A1.6.(1); (2);

史苑 (第六十三卷一号)

A1.7.(7); (8); (9); A1.9.(2); (3); (4); (5); A1.10.(2); A1.11(1)

National Library of Scotland :

Crawford.E.T.1724-29

Northamptonshire Record Office :

B.227-9

Public Record Office :

C108/258; C.112/162

(立教大学史学専攻後期課程)

Auctioneering in Eighteenth-Century Britain

by OHASHI Satomi

十八世紀イギリスにおける競売（大橋）

Studies on social economics in recent years emphasise that British society in the eighteenth century saw a remarkable increase in consumption of merchandise. Thence consumer society of that particular period has been regarded as a major theme in historical research. The theme has inspired historians to investigate variety of subjects; further research on commercial exchange still needs to be made, however. The ways of selling goods are particularly worth examining, for, in the growth of consumption, they played a considerable part by affecting on customers' willingness to buy things. It is for this reason that the sales methods need to be investigated.

Taking into account the importance of the exchange method, this article will concern, among many types of sales methods, auctioneering. In Britain, selling by and buying at auction became so predominant that this method of exchange and the context of its social acceptance in the eighteenth century require further examination.

In order to define the meaning of eighteenth-century auction, the first chapter will explore the meaning of 'auction' and point out that the term used to express a way of selling articles by bidding. In this chapter, in relation to the definition of the word, the importance of auction-catalogue as a historical source will be explained. The second chapter will examine the extent of use of auction. The investigation is based on the numbers and the ratio of the increase of publications relevant to auction. The third chapter examines the arrangement of auction catalogues. Despite the publication of auction catalogues had not been legally required until the first legal regulation on auctioneering was introduced in the late 1770s, a catalogue was customarily printed as an auction was due to be held. Also, though the style of the catalogues was officially uncontrolled, many auction catalogues under the examination

were edited on the same pattern. The visible similarity of structure of auction catalogues implies two points: on one hand, by printing and delivering catalogues, organisers of auction gave consumers precise information of sales-schedule and contents of will-be-sold goods in an effective manner. On the other, for consumers, the catalogues were useful and reliable source of information for sales. The present article therefore assumes that one of the reasons why auction became popular particularly in the eighteenth century lies in the way of publicly noticing of sales.